

30 高福第 180 号
平成 30 年 7 月 13 日

千曲市指定居宅介護支援事業所開設者 様

千曲市長 岡田 昭雄
(高齢福祉課事務取扱)

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いについて（通知）

このことについて、居宅介護支援事業所の指定等権限の委譲に伴い、平成 30 年度前期分からの特定事業所集中減算に係る書類の提出等については、千曲市において行われることとなります。

取扱いについては「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する額の算定に関する基準の判定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 1 日付け老企第 36 号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）また一部改正（平成 30 年 3 月 22 老介発 0322 第 2 号・老振発 0322 第 1 号・老老発 0322 第 3 号）に基づき適正に実施してください。

また特定事業所集中減算の「正当な理由」に係る基準を下記の通りとしますので内容を確認し適正な取り扱いをお願いします。

記

1. 判定期間と減算適用期間

毎年度 2 回、当該事業所において作成された居宅サービス計画（給付管理を行った計画のみ）を対象とし、事業所において減算の適用の有無を確認すること。減算要件に該当した場合は、次の減算適用期間の居宅介護支援すべてについて減算を適用する。

	判定期間	減算適用期間
前期	3 月 1 日から 8 月末日 (平成 30 年度のみ 4 月 1 日 から 8 月末日)	10 月 1 日から 3 月 31 日まで
後期	9 月 1 日から 2 月末日	4 月 1 日から 9 月 30 日まで

2. 正当な理由の取扱い

次の（１）から（６）のいずれかに該当する場合は「正当な理由」とする。

- （１）居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に５事業所未満である。
- （２）特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である。
- （３）判定期間の１か月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下である。
- （４）居宅サービス計画に位置付けたサービスごとでみたときに、居宅サービス計画が１か月当たりの平均が１０件以下である。
- （５）減算対象となる紹介率が最高となる法人（以下、紹介率最高法人という。）の事業所が、次のア及びイの２つの要件のうちいずれかに該当し、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合により、特定の事業所に集中していると認められる場合。
 - ア）利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容について、意見・助言を受けているもの。

なお、居宅サービス計画数の算定にあたっては、前段の要件を満たした月の翌月から、当該事例について除外できるものとする。
 - イ）サービス種類ごとに、紹介率最高法人の居宅サービス計画から、集中することがやむを得ないものとして、第三者評価を過去３年度以内に受け、共通項目及び種別項目の評価結果で a 判定が判定項目の 90%以上である事業所の当該居宅サービス計画数を除外した居宅サービス計画数について、その占める割合が 80%以下となる。
- （６）判定期間開始日前一年以内に実施した地域ケア会議等において、介護サービスについての地域課題を検討する中で、特定のサービスが紹介率最高法人に集中することについて、やむを得ないと認められる。

3. 届出書の提出方法

様式 1 「特定事業所集中減算届出書」はすべての居宅介護支援事業者が作成し 2 年間保存すること。確認の結果、紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数の占める割合が 80%を超えた場合は、下記の提出書類を所定の期日までに提出すること。

なお、80%を超えない場合も、「介護給付費算定に係る体制状況一覧表」の特定事業所集中減算における区分が前回の判定から変更になる場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制状況一覧表」を提出すること。

(1) 提出期限

前期（3月1日から8月末日）は、9月15日まで

後期（9月1日から2月末日）は、3月15日まで

(2) 提出先

千曲市役所 高齢福祉課 介護保険係

(3) 提出書類（1部）

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・特定事業所集中減算届出書（様式1）
- ・添付資料 「正当な理由」の取扱で示す理由に応じて、下記の添付資料を併せて提出すること。

正当な理由(1)の場合	・居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域における当該サービス事業者一覧がわかるもの（任意様式）
同(5)アの場合	・「正当な理由に関する説明書」（様式2） ・「地域ケア会議等における意見・助言内容（利用者から理由書の提出を受けている場合（2(5)関係)）」（様式3） ・利用者から提出された理由書（任意様式）
同(5)イの場合	・「正当な理由に関する説明書」（様式2） ・当該事業所の第三者評価の受診結果票の写し（直近のもの）
同(6)アの場合	・「正当な理由に関する説明書」（様式2） ・「地域ケア会議等における意見・助言内容（集中することがやむを得ないと認められた場合（2(6)関係)）」（様式4）

* 「正当な理由」(2)(3)(4)の場合は、添付資料の提出の必要はありません。また80%を超えない居宅介護支援事業者もこれらの添付書類は不要です。

提出書類等の様式は千曲市ホームページ下記 URL からダウンロードしてお使いください。

『<http://www.city.chikuma.lg.jp/docs/2017053000022/>』

千曲市役所 高齢福祉課 介護保険係
係長：宮澤正人 担当：久保紀明
TEL026-273-1111（内線 6235）
FAX026-275-3587
E-mail kaigo@city.chikuma.lg.jp